

資料4 都市マスタープランを取り巻く動向

1. 区の都市整備を取り巻く潮流

● 持続可能な開発目標(SDGs)に向けた都市整備分野の取組の推進

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択された、令和 12 (2030) 年までに達成を目指す持続可能な開発目標 (SDGs) は、幅広いテーマにわたって、すべての人たちが取り組む方向性を指し示しており、SDGs の持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットは、今後のまちづくりのあり方を考える際にも重要な視点となる。

● 人口減少社会・人生 100 年時代を見据えたまちづくり

全国的には平成 20 (2008) 年をピークに人口減少社会に移行し、東京都においても、令和 7 (2025) 年の 1,398 万人をピークに人口減少に転じる予想で、2040 年代には、約 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になる見込みである。本区の人口は、今後、約 20 年間増加を続け、その後、緩やかな減少に転じると予想されているが、人生 100 年時代を見据えて、ライフステージに応じた居住ニーズ等に対応した、誰もが安心して暮らせる住環境の整備が求められる。

● 首都直下地震や気候変動に備えた地域強靱化

首都直下地震の起こる確率は、今後 30 年以内に 70% と大震災に対する切迫度は高まっている。また、近年、超大型台風の襲来など世界的な気候変動の影響と思われる異常気象が相次いでいる。このため、震災や風水害といった複合的な災害への備えと被災後の復興への備えにより、地域社会が災害にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた都市の強靱化が求められている。

● 2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の強化

国は令和 2 (2020) 年 10 月、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、その実現に向けて 2030 年の排出削減目標 (温室効果ガスを 2013 年度から 46% 削減) を示し、脱炭素化の取り組みを加速化するため、都市づくりにおける脱炭素化の取り組みを求めている。また、地球温暖化を抑制する「緩和策」の推進とともに、地球温暖化の中を豊かに生きていくための「適応策」もあわせて取り組むことが求められている。

● 新型コロナ危機を踏まえたまちづくり

新型コロナ危機により、人と人との接触機会の低減のため、在宅勤務・テレワークが急速に進展し、自宅での活動時間の増加、公園等の利用者の増加など、人々の生活様式が大きく変化した。「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観にも変化・多様化が生じ、職住近接や良質なオフィス環境、ゆとりある屋外空間などの新たな需要に対して柔軟に対応できる都市づくり等が求められている。

● Society5.0 の実現に向けたデジタル技術の活用

平成 28 (2016) 年 1 月に策定された第 5 期科学技術基本計画において、ビッグデータ等の先端技術を活用したサイバー (仮想) 空間とフィジカル (現実) 空間を高度に融合させたシステム Society5.0 が提唱され、IoT、人工知能 (AI) など先端技術を活用して社会的課題を解決する動きの拡大を予想している。まちづくり分野では、ICT 等の新技術を活用して交通インフラやエネルギー等の課題を解決するスマートシティの実現を目指している。

● 社会資本の老朽化への対応と有効活用

高度成長期以降の人口増加に対応して整備された社会資本ストックの多くが、今後、一斉に更新時期を迎えようとしているため、中長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで財政負担の軽減・平準化を図り、施設の集約化・複合化や多機能化等により保有施設全体をスリム化していくことが求められている。また、地域・利用者の自主的な維持管理・運営への移行や民間資金を活用した官民連携手法の活用が求められている。

● 官民連携によるエリアマネジメント

市民や事業者、大学など地域の様々な主体が連携して地域の魅力や価値を高め、持続可能なまちづくりを進めていくエリアマネジメントの取り組みが求められており、オープンスペースの重層的な利活用や暫定的、実験的な取り組みなどにより新たな価値を生み出す、持続可能な官民連携の仕組みを構築することが求められている。

2. 都市整備に関する制度改正等への対応

【土地利用・市街地整備】

- 都市再生特別措置法の改正（令和2（2020）年）による「居心地が良く歩きたくなるまちなか」に向けた支援制度創設
- 都市における水災害対策の促進に係る容積率緩和制度の充実等（令和2（2020）年）

【道路・交通】

- 交通政策基本法の制定（平成25（2013）年）：国の交通政策基本計画の策定等
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の改正（令和2（2020）年施行）：地域公共交通計画の策定など地域公共交通確保の仕組みの充実
- 「ストリートデザインガイドライン－居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書－」の作成（令和3（2021）年）

【地球温暖化対策・脱炭素化】

- 都市の低炭素化の促進に関する法律の制定（平成24（2012）年）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正（令和元（2019）年）
- 地球温暖化対策推進法の改正（令和3（2021）年）

【水とみどり・生物多様性】

- 生物多様性基本法に基づく次期生物多様性国家戦略（骨子案）（令和4（2022）年）
- 都市緑地法の改正（平成29（2017）年）：Park-PFI制度等、公園の管理運営等における官民連携手法の充実
- グリーンインフラ推進戦略の策定（令和元（2019）年）

【地域強靱化・防災】

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25（2013）年）：国土強靱化地域計画の策定、地域計画に基づく自治体の施策の支援

- 首都直下地震対策特別措置法の制定（平成 25（2013）年）、及び法に基づく「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の策定
- 「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」の作成（令和 3（2021）年）
- 「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」の作成（平成 30（2018）年）

【社会資本の長寿命化マネジメント】

- インフラ長寿命化基本計画の策定（平成 25（2013）年）
- インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定（平成 26（2014）年）

3. 上位・関連計画との整合

【文京区】

(1)「文の京」総合戦略【令和 2 年度～5 年度】(令和2(2020)年3月)

「文の京」総合戦略は、区が解決すべき主要課題を明らかにした「重点化計画」で、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画であり、平成 22（2010）年に策定した基本構想の根幹となる理念や将来都市像を継承するとともに、各施策の基本となる考え方や主要課題の解決に向けた事業展開等を一体的に示しています。

■将来都市像と基本政策

将来都市像：歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文（ふみ）の京（みやこ）」

- ・基本政策 1 子どもたちに輝く未来をつなぐ
- ・基本政策 2 健康で安心な生活基盤の整備
- ・基本政策 3 活力と魅力あふれるまちの創造
- ・基本政策 4 文化的で豊かな共生社会の実現
- ・基本政策 5 環境の保全と快適で安全なまちづくり
- ・基本政策 6 持続可能な行財政運営

■「基本政策 5 環境の保全と快適で安全なまちづくり」に係る主要課題・方向性

No.	主要課題	計画期間の方向性
主要課題 41	誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進	●バリアフリー基本構想の推進
主要課題 42	安全・安心で快適な公園等の整備	●公園再整備による良好な環境づくり ●公衆・公園等トイレの整備
主要課題 43	地域の特性を生かしたまちづくり	●都市の将来像を見据えた、地域特性に応じたまちづくりの推進 ●良好な景観の形成
主要課題 44	移動手段の利便性向上	●利便性の向上に向けた事業の拡充
主要課題 45	地球温暖化対策の総合的な取組	●地域一丸となった二酸化炭素排出量の削減 ●都市型水害に対する防災対策
主要課題 46	循環型社会の形成	●2R（リデュース・リユース）の促進 ●事業所系ごみの適正処理の推進
主要課題 47	生物多様性と都市の発展・再生	●生物多様性に関する普及啓発 ●緑化の促進
主要課題 48	地域防災力の向上	●区民の主体的な防災活動の促進

No.	主要課題	計画期間の方向性
		●中高層共同住宅（マンション）に対する防災意識の啓発
主要課題 49	災害に強い都市基盤の整備	●安全・安心なまちづくりの推進 ●都市の防災機能の強化
主要課題 50	防災拠点機能の強化	●災害対策本部機能等の強化 ●円滑で適切な避難所運営のための環境整備
主要課題 51	災害時の要配慮者への支援	●災害時要支援者の避難支援体制の強化 ●福祉避難所等の拡充・環境整備
主要課題 52	地域の犯罪防止	●区民等の自主的な防犯活動への支援 ●子どもや高齢者に対する犯罪の防止
主要課題 53	管理不全建築物等の対策の推進	●空家等対策の強化 ●マンション管理適正化の促進
主要課題 54	総合的な交通安全対策の推進	●交通安全意識の向上 ●道路の安全性の確保

(2)関連計画の改定

平成 23（2011 年）3 月に現行の都市計画マスタープラン策定以降、以下のような関連する個別計画が策定・改定されています。

【道路・交通】

- 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の策定（平成 28（2016）年 3 月、東京都・特別区・26 市・2 町）、及び東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針の策定（令和元（2019）年 11 月、東京都・特別区・26 市・2 町）
- 文京区バリアフリー基本構想の策定（平成 28 年 3 月策定）、及び重点整備地区別計画の策定（平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月）
- 文京区無電柱化推進計画の策定（平成 31 年 3 月）
- 文京区自転車活用推進計画の策定（令和 4 年 7 月）
- 第 11 次文京区交通安全計画の策定（令和 4 年 3 月）

【地球温暖化対策・脱炭素化】

- 文京区環境基本計画（平成 29（2017）年 3 月）
- 文京区地球温暖化対策地域推進計画の改定（令和 2（2020）年 3 月）
- 第 3 次文京区役所地球温暖化対策実行計画の策定（令和 2（2020）年 3 月）

【水とみどり・生物多様性】

- 文京区みどりの基本計画の改定（令和 2（2020）年 3 月）
- 都市計画公園・緑地の整備方針の改定（令和 2（2020）年 7 月、東京都・特別区・市町）
- 緑確保の総合的な方針の改定（令和 2（2020）年 7 月、東京都・特別区・市町村）
- 文京区公園再整備基本計画の改定（令和 4（2022）年 3 月）
- 文京区生物多様性地域戦略の策定（平成 31（2019）年 3 月）

【景観形成】

- 文京区景観計画の策定（平成 25（2013）年 10 月）

【地域強靱化・防災】

- 文京区地域防災計画の修正（平成 30（2018）年度）
- 文京区国土強靱化地域計画の策定（令和 4（2022）年 3 月）
- 文京区耐震改修促進計画の改定（令和 3（2021）年 3 月）

【社会資本の長寿命化マネジメント】

- 文京区公共施設等総合管理計画の策定（平成 29（2017）年 3 月）
- 橋梁アセットマネジメント基本計画の更新（令和 4（2022）年 3 月）

【東京都】

(1)「未来の東京」戦略(令和3(2021)年3月)

東京都は、東京都の長期計画として令和元（2019）年 12 月に策定した『「未来の東京」戦略ビジョン』を、新型コロナウイルス感染症の影響で生じた社会の変化や浮き彫りとなった新たな課題等を踏まえ、令和 3（2021）年 3 月に「未来の東京」戦略としてバージョンアップしました。

「未来の東京」戦略では、新型コロナウイルス感染症による人々の価値観や社会の変化を踏まえて、2040 年代の東京の目指す姿として提示した「ビジョン」やその実現に向けた 21 の戦略について、次の 6 つの切り口でバージョンアップしています。

- ① 安全安心：都民の命と生活を守る基盤「危機管理」
- ② 共生社会：バリアフリー「段差のない社会」
- ③ グリーン&デジタル：自然と共生した持続可能な都市
- ④ グローバル：世界から選ばれる金融・経済・文化都市
- ⑤ チルドレンファースト：子供の目線からの政策展開
- ⑥ 都政の構造改革：シン・トセイの加速

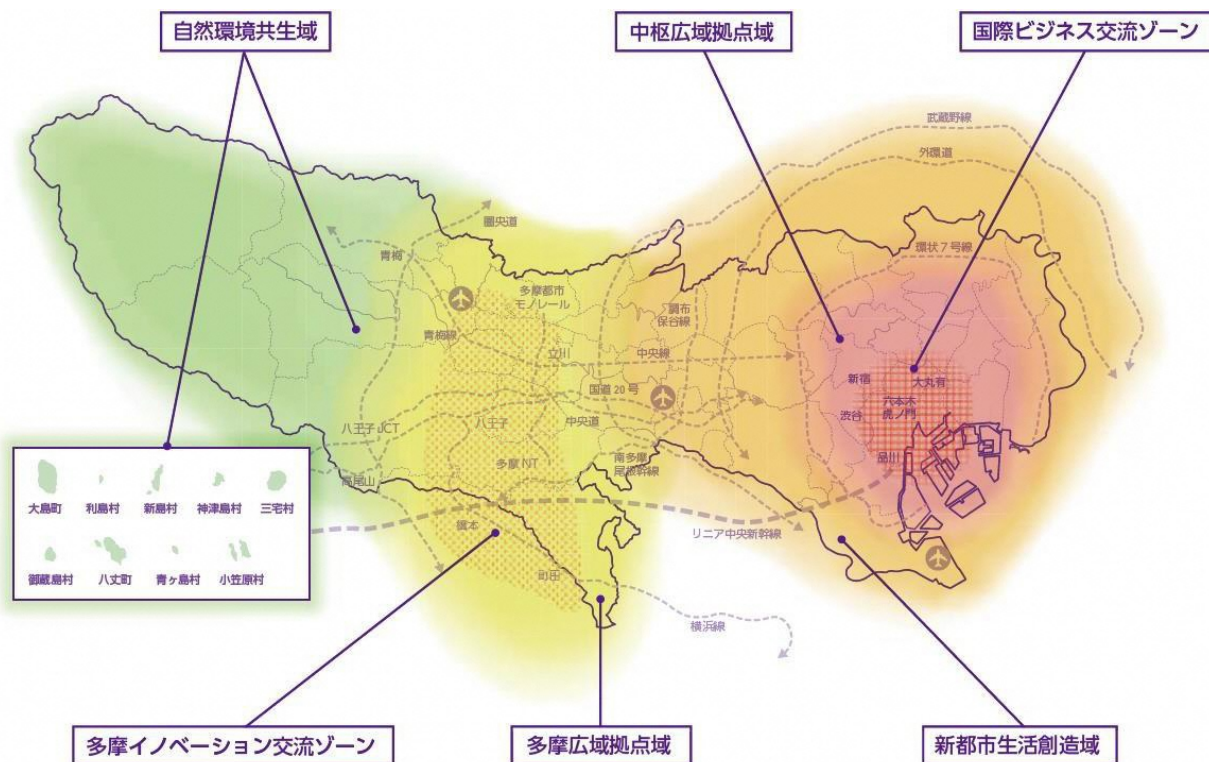
(2)都市づくりのグランドデザイン(平成 29(2017)年9月)

平成 29（2017）年 9 月に策定された「都市づくりのグランドデザイン」では、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示しています。

都市づくりのグランドデザインでは「活力とゆとりのある高度成熟都市～東京の未来を創ろう～」を目標とし、これまでに取り組んできた「環状メガロポリス構造」を最大限活用しつつ、更に進化させて「交流・連携・挑戦の都市構造」の実現を目指しています。

本区は、「交流・連携・挑戦の都市構造」において「中枢広域拠点域」に位置づけられ、次のような将来像が示されています。

■ 4つの地域区分と2つのゾーン



【中枢広域拠点域の将来像】

- ・ 高密度な道路・交通ネットワークを生かして、国際的なビジネス・交流機能や業務・商業などの複合機能を有する中核的な拠点が形成され、グローバルな交流によって新たな価値を生み続けています。
- ・ 芸術・文化、スポーツなどの多様な特色を有する拠点が数多く形成されるとともに、歴史的資源や風情のある街並みが保全・活用され、それぞれが際立った個性を発揮し、相互に刺激し合うことで、東京の魅力を相乗的に向上させています。
- ・ 老朽建築物の更新や木造住宅密集地域の解消、緑や水辺空間の保全・創出などが進み、中心部では高密度の、縁辺部では中密度の緑豊かで潤いのある複合市街地が広がっており、充実した鉄道ネットワークに支えられ、魅力的な居住生活が実現しています。
- ・ 各所に様々なスポーツを楽しめる空間や歩行者空間が配され、穏やかで魅力的な生活の実現に寄与しています。

【個別の拠点の将来像】

● 春日・後樂園

- ・ 商業・エンターテインメント施設や大学をはじめとする教育施設、小石川後樂園等の歴史的な資源と居住、福祉など、様々な機能が調和しながら集積し、利便性の高い拠点が形成されています。

● 谷中・根津・千駄木（谷根千）

- ・ 谷中霊園や多くの寺社の緑、落ち着いたきのある居住空間が継承されながら、地域の防災性が向上し、住宅地と観光地の調和した、伝統文化が育まれる魅力的な地域が形成されています。

(3) 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3(2021)年3月改定)

都市マスタープランの上位計画である東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東京都市計画区域マスタープラン)では、「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのランドデザインを踏まえ、区内及びその周辺の拠点や主な生活の中心地などの将来像を次のように示しています。

■人が輝く東京の個性ある地域づくり(特色ある地域の将来像)

地域	将来像
御茶ノ水	<ul style="list-style-type: none"> ・商業、業務、居住機能などの集積が進み、大学、病院や楽器店が数多く立地する特性を生かすとともに、エリアマネジメントの取組等により、交流が生まれ、活力とにぎわいの拠点を形成 ・J R御茶ノ水駅周辺では、駅舎のバリアフリーや交通広場の整備に併せて業務、商業などの集積が進み、湯島聖堂やニコライ堂など歴史的な資源や神田川と調和した景観が保全・創出された魅力的な交通結節点を形成
飯田橋	<ul style="list-style-type: none"> ○交通結節機能の強化、高経年マンションや業務ビルの建替え、公共施設の整備と合わせ、高度利用により、業務・商業、文化・交流、医療、教育など複合的で多様な機能が集積し、活力とにぎわいの拠点を形成(飯田橋) ・J R飯田橋駅周辺では、業務、商業、宿泊、住宅、教育、医療施設などが集積し、西口・東口の交通広場の整備や駅舎の再整備などによる安全で快適な空間と、外濠をはじめとする歴史的資源やみどりと調和した景観を形成し、魅力的な拠点を創出
水道橋・春日・後樂園	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・エンターテイメント施設や大学をはじめとする教育施設、小石川後樂園等の歴史的な資源と居住、福祉など、様々な機能が調和しながら集積し、利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成 ・複合した都市機能が集積されるとともに、地下鉄とバスとの快適な乗り継ぎの整備など交通結節機能が強化された高層の複合市街地及び拠点商業地を形成
茗荷谷	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前では、計画的な土地利用転換や市街地の更新が図られることにより、区画道路ネットワークの形成と商業機能の集積や教育施設の充実などが図られた快適な駅前環境が整備され、にぎわいのある地域の交流拠点を形成
谷中・根津・千駄木	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な歴史、自然、コミュニティを継承しつつ、都市計画道路の整備、細街路の拡幅、建築物の耐震化や不燃化、共同化などにより、集合住宅と緑豊かな寺院や低層を中心とした住宅が調和した、安全で暮らしやすい地域を形成 ・歴史、文化、谷中霊園等の緑の資源や寺町としての情緒、商店街などの地域特性を生かし、個性ある生活スタイルを支える生活と文化が調和したまちを形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
田端・大塚・巢鴨・駒込	<ul style="list-style-type: none"> ○個性的な飲食・物販等商業施設や文化・交流施設などが集積し、道路整備や住宅の更新により防災性が向上するとともに、歴史や文化が感じられる拠点を形成(駒込) ・ソメイヨシノ発祥の地の魅力を発信するとともに、旧古河庭園や六義園が文化財として保全されるだけでなく、ユニークベニューとしての活用や、周辺の庭園、公園、文化財との連携などを図り、教育・交流の場が周辺のまちと調和した活力とにぎわいの拠点を形成

(4)関連計画の改定

【道路・交通】

- 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の策定（平成 28（2016）年 3 月、東京都・特別区・26 市・2 町）、及び東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針の策定（令和元（2019）年 11 月、東京都・特別区・26 市・2 町）（再掲）
- 東京都における地域公共交通の基本方針の策定（令和 4（2022）年 3 月）
- 東京都自転車活用推進計画の改定（令和 3（2021）年 5 月）

【地球温暖化対策・脱炭素化】

- 東京都環境基本計画の改定（平成 28（2016）年 3 月）
- 東京都地球温暖化対策指針の改定（令和 2（2020）年 6 月）

【水とみどり・生物多様性】

- 都市計画公園・緑地の整備方針の改定（令和 2（2020）年 7 月、東京都・特別区・市町）（再掲）
- 緑確保の総合的な方針の改定（令和 2（2020）年 7 月、東京都・特別区・市町村）（再掲）
- 東京都生物多様性地域戦略の改定（ゼロドラフト案）（令和 3（2021）年 6 月）

【地域強靱化・防災】

- 防災都市づくり推進計画〈基本方針〉の改定（令和 2（2020）年 3 月）
- 東京都国土強靱化地域計画の策定（平成 28（2016）年 1 月）